

北部上北広域事務組合 公立野辺地病院 公告

北部上北広域事務組合公立野辺地病院敷地内保険調剤薬局等整備事業に係る公募型プロポーザルを下記のとおり実施する

令和3年11月 4日

北部上北広域事務組合 公立野辺地病院
病院事業管理者 一戸 和成

敷地内保険調剤薬局等整備事業プロポーザル募集要綱

1. 事業概要

- (1) 事業名 令和3年度公立野辺地病院敷地内保険調剤薬局等整備事業
- (2) 事業場所 青森県上北郡野辺地町字鳴沢9番地12
- (3) 事業内容 事業者が公立野辺地病院の敷地の一部に保険調剤薬局及びコンビニを自らの資金により整備した上で運営、管理等を行う。
- (4) 事業期間 保険調剤薬局開店日から20年間とする。
- (5) 土地貸付料 土地貸付料は北部上北広域事務組合行政財産使用料徴収条例で定められている額とする。
- (6) 期間満了後 貸付期間満了後は事業者が貸付地を原状回復し、返還することとする。なお、協議により、再契約を締結することがある。
- (7) 契約期間中の特例措置
契約期間中に、本病院の移転や大規模改修が生じた場合、協議により契約残存期間について薬局建物の移設を認めるものとする。

2. 日程（予定）

- | | |
|------------------|---------------|
| ・ホームページ等からの公告、公募 | 令和3年11月 4日（木） |
| ・参加等に係る質問書提出期限 | 令和3年11月11日（木） |
| ・参加申込書提出期限 | 令和3年11月18日（木） |
| ・プレゼン参加依頼文書発送 | 令和3年11月19日（金） |
| ・企画提案書提出期限 | 令和3年12月 9日（木） |
| ・プレゼンテーション、ヒアリング | 令和3年12月16日（木） |
| ・審査結果通知 | 令和3年12月17日（金） |

3. 参加資格

- ・プロポーザルに参加を希望する事業者は、単独の事業者であること。
- ・日本国内において保険調剤薬局を開設している実績を有し、必要な有資格者を配置できる者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ・国税又は地方税の未納、滞納がないこと。
- ・北部上北広域事務組合構成町村から一般競争入札参加停止措置及び指名停止措置を当該募集要綱公告日及びプレゼンテーション実施日に受けていないこと。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ・法人設立後 20 年以上経過しており、薬局の良好な運営実績を有すること。また募集の趣旨の鑑み、十分な経験、実績を有していること。
- ・業として保険調剤薬局の設置及び営業に係る業務を直接営んでおり、且つ事業者の全売りに占める調剤売上げが 70%以上であること。
- ・直近の 3 年間で、400 床以上の病院近隣施設での保険薬局の運営実績を有する、もしくは敷地内調剤薬局の運営実績を有し、現在も継続していること。

4. 参加するにあたっての提出書類

- ・会社案内、概要書
- ・納税証明書
- ・登記簿謄本
- ・印鑑証明書
- ・参加申込書

※提出期限 令和 3 年 11 月 18 日（木）

5. その他

応募者が第 3 項に掲げる要件を満たさなくなった場合、提出書類に虚偽の記載があった場合又は選定期間中に法令等に違反していると認められた場合は、プロポーザルへの参加を取り消すものとする。

6. 留意事項

- ・応募等にかかる費用についてはすべて応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・公立野辺地病院から提示した資料については、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

7. 担当部署、問い合わせ先

〒039-3141 青森県上北郡野辺地町字鳴沢9番地12

公立野辺地病院総務課 上野（内線515）、村中（内線513）、久保（内線516）

電話：0175-64-3211

FAX：0175-64-5571